

事務連絡
平成 28 年 3 月 30 日

各都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

「平成 28 年度地域生活支援事業「特別支援事業」について」の取扱いについて

平成 28 年度地域生活支援事業「特別支援事業」については、下記のとおりご留意ください。

記

1. 平成 28 年度の補助について

- (1) 新規に「失語症者向け意思疎通支援モデル事業」（市町村、都道府県）について補助することとしたので、その他の事業と併せ、ご活用の検討並びに管内市町村への活用の検討（特に「事業立ち上げ特別支援事業」）の周知をお願いします。
- (2) 次の事業は採択しない方針であるので、ご留意ください。
 - ・ 従前から地方単独事業として実施している事業
 - ・ 通勤、通学支援を目的として実施する事業
- (3) 今年度は、追加協議を実施せず、当初協議のみとしますので、協議にあたっては、漏れのないようご注意ください。
- (4) 作業の効率化の観点から、今年度より協議様式を変更していますのでご留意ください。

2. 特別支援事業による補助期間について

意思疎通支援従事者養成研修促進事業等は、27 年度からの第 4 期障害福祉計画期間中における、事業実施の増（新規）を含んだ事業計画を補助対象とします。

なお、過去に採択された場合でも、年度毎に協議書等を提出する必要があります。

3. 平成 29 年度の「事業立ち上げ特別支援事業」の補助について

「事業立ち上げ特別支援事業」については、新法施行後 3 年が経過したことに鑑み、平成 29 年度から補助対象外とする予定ですので、ご留意ください。

以上